

預金口座振替規定

令和5年4月現在
(令和5年3月31日 制定)

1. 本規定における預金口座振替とは、お客さまに対する学校等の第三者（以下「学校等」といいます。）からの請求について、お客さまの当金庫所定の預金口座（以下「預金口座」といいます。）から引落しのうえで支払う取引のことをいいます。
2. 当金庫に学校等より請求書が送付されたとき（データとして送付される請求の場合も含みます）は、お客さまに通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえで支払うものとします。この場合、各種預金規定または当座勘定規定にかかわらず、各種預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振り出しはしないものとします。また、当金庫からの領収書等の発行は省略されるものとします。
3. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるときは、お客さまに通知することなく、請求書を学校等に返却するものとします。なお、この場合において、振替日以降に預金口座の残高が請求書記載金額以上となり、学校等からの請求があるときは、振替処理されるものとします。
4. 学年、組および番号等が変更となった場合は、学校等より報告される学年、組および番号等により処理されるものとします。
5. 本口座振替契約を解約するときは、お客さまから当金庫に書面により解約の届出を行うものとします。なお、この解約の届出がないまま長期間にわたり、学校等から請求がない等相当の事由があるときは、お客さまから当金庫に対して口座振替契約の継続申出がない限り、当金庫は本口座振替契約が終了したものと取り扱うことができるものとします。
6. 本口座振替契約について、仮に紛議が生じても、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫は一切の責任を負わないものとします。
7. (1) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

8. 本規定における預金口座振替に関する訴訟については、日本法を準拠法とし、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上